－今号の目次－

* 【石川県】令和６年９月２０日からの大雨による被災保育所・認定こども園支援のための募金活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
* 【事務連絡】幼児教育施設及び小学校における架け橋期の教育の充実について（文部科学省）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* + **【石川県】令和６年９月２０日からの大雨による被災保育所・認定こども園支援のための募金活動について**

令和6年9月20日からの大雨による被災保育所・認定こども園を支援するため、石川県社会福祉協議会保育部会（保育士会）・日本保育協会石川県支部において募金活動が実施されています。下記をご確認のうえ、ご協力をお願いします。

|  |
| --- |
| １　実施主体および目的石川県社会福祉協議会保育部会（保育士会）・日本保育協会石川県支部では、被災した保育所・認定こども園の支援のため、募金活動を実施する２　募集期限令和6年11月30日まで※今後の状況によって期間を延長する場合もあります３　振込口座北國銀行　県庁支店　普通預金　００５６０３フク）イシカワケンシャカイフクシキョウギカイ イシカワケンホイクブカイ社会福祉法人　石川県社会福祉協議会　石川県保育部会４　募金の使途 寄せられた募金については、県保育部会・日保協県支部の代表で協議し、被災された保育所・認定こども園の被害額等に応じて配分いたします。５　その他 （１）領収書が必要な場合は、下記URL（Googleフォーム）よりご連絡ください。 <https://forms.gle/kBFXjjRUFg5guv167>発行には数週間要しますこと、また、領収書の発行者名が振込口座と同じ「石川県社会福祉協議会　石川県保育部会」となりますことを予めご了承ください。（２）募金額の定めや基準はありません。職員有志から集めていただき、または施設よりお振込みをしてください。（なお、認定こども園は、施設型給付費から募金を支出することは差し支えありません。私立保育所は、委託費から支出することはできません。）（３）募金は振込みのみとさせていただきます（現金は取扱いいたしません）。なお振込手数料は、ご負担をお願いします。６　問合せ先 石川県保育部会事務局・日本保育協会石川県支部事務局社会福祉法人石川県社会福祉協議会　施設振興課（担当：北脇 様） TEL076-224-1211　e-mail：mailto:iskhoiku@isk-shakyo.or.jp |

* + **【事務連絡】幼児教育施設及び小学校における架け橋期の教育の充実について（文部科学省）**

令和6年10月30日、文部科学省より標記事務連絡が発出されました。この事務連絡は、「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」が取りまとめた最終報告（令和6年10月）において、「幼保小の架け橋プログラム」が全国的には不十分であること等が指摘されたことを受け、「幼保小の架け橋プログラム」の更なる推進に向けて取り組んでいただくよう依頼するものです。文部科学省では、引き続き必要な支援を行うため、令和7年度概算要求において、新たに「幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業」として必要な経費が計上されています。

また、子ども・子育て支援制度においては、今年度より、小学校との連携・接続に取り組む幼児教育施設に対する支援（小学校接続加算）を拡充し、小学校と協働してカリキュラムを編成・実施する施設への加算額を増額されています。

　詳細は、添付PDFファイルをご参照ください。